

栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの愛称及びデザイン)

第2条 キャラクターの愛称は、とち介とする。

2 キャラクターのデザインは、「栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインマニュアル」（平成26年3月28日栃木市制定）に規定するデザイン及び展開デザイン（以下これらを「キャラクターデザイン」という。）とする。

(キャラクターデザインの使用の促進)

第3条 市長は、市の知名度及びイメージの向上を図るため、キャラクターデザインの積極的な使用を促すものとする。

(キャラクターデザインに関する権利)

第4条 キャラクターデザインに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第5条 キャラクターデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) キャラクターデザインの使用に係る企画書、計画書等
- (2) 商品、印刷物等の見本（見本が添付できない場合は写真、印刷原稿等）
- (3) 会社概要等の申請者の事業内容を示す書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき。

- (2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用する時。
- (3) 市内の保育園、幼稚園、小中学校等が教育目的で使用する時。
- (4) その他市長が特に認めた時。

(使用の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった時は、その内容を審査し、キャラクターデザインの使用を承認する時は、栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認通知書（別記様式第2号）により、使用を承認しない時は栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する時は、キャラクターデザインの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある時。
- (2) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある時。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがある時。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがある時。
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある時。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがある時。
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる時。
- (8) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適切でないと認められる時。
- (9) その他市長が使用について不相当と認めた時。

3 市長は、第1項の規定により使用を承認する場合において、キャラクターを適切に使用させるために必要がある時は、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 キャラクターデザインの使用期間は、承認の日の翌日から起算して2年以内とする。

(遵守事項)

第9条 キャラクターデザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 指定した色及び形状に従い、キャラクターデザインを改変して使用をしないこと。
- (4) キャラクターデザインには「©2014 栃木市とち介」若しくは「栃木市マスコットキャラクターとち介」の表記を付すこと。
- (5) キャラクターデザインを使用して自己の商標若しくは意匠に使用しないこと。
- (6) キャラクターデザインを使用して商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (7) 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (8) 使用対象物が販売物である場合には、当年度（4月1日～翌年3月31日）における販売の実績について、栃木市マスコットキャラクター「とち介」使用商品売上状況報告書（別記様式第4号）により、翌年度の4月30日までに市長に提出すること。なお、同報告書は、承認期間が終了する年度まで毎年提出すること。

(完成品の提出)

第10条 使用者は、キャラクターデザインを使用して作成した商品、印刷物等の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(売上の報告)

第11条 使用者は、キャラクターデザインを使用した商品を販売するときは、承認を受けた各年度の当該商品の販売実績を翌年度の4月30日までに、栃木市マスコットキャラクター「とち介」使用商品売上状況報告書（別記様式第4号）により、市長に報告するものとする。

(承認内容の変更)

第12条 使用者は、第6条第1項に規定する承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する使用変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用変更承認通知書（別記様式第6号）により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) キャラクターデザインを無断で第三者に使用させたとき。
- (3) 承認の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 第6条第2項各号のいずれかの規定に該当したとき又は第9条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認取消通知書（別記様式第7号）により当該使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、キャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱第11条の規定は、この告示の施行の日以後になされた承認に係る使用者について適用し、同日前になされた承認に係る使用者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者	所在地	
	名称及び 代表者氏名	(自署しない場合は、記名押印してください。)
	電話番号	

※ 個人の場合にあつては、住所、氏名及び電話番号を記載してください。

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインを使用したいので、栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱を承諾の上、次のとおり申請します。

申請区分 (✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (承認番号:)		
商品等の名称			
使用目的			
作成数量		使用デザイン数	種類
販売・使用場所			
希望小売価格 (※販売品のみ)	円 (税込)	AIデータの要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
その他 (サイズ、素材等)			
使用期間 (最長2年)	使用承認日 (更新の場合、期間満了日) の翌日より <input type="checkbox"/> 2年間 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで		
連絡先	担当者名		電話番号
	メールアドレス		

添付書類

- (1) 商品、印刷物等の見本又は写真、図案等
- (2) 会社概要、パンフレット等 (法人の場合)

※市処理欄

受付日	区分 ・ 通年販売 (現物: HP:) ・ 限定販売 ・ 非売品
-----	--------------------------------------

別記様式第2号（第6条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のありました栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインの使用について、次のとおり承認します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新（前回承認番号： ）		
商品等の名称			
使用目的			
作成数量		使用デザイン数	種類
販売・使用場所			
希望小売価格	円（税込）	AIデータの要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
使用承認期間	使用承認日（ 年 月 日）の翌日より <input type="checkbox"/> 2年間 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで		
承認番号			

遵守事項

- 1 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 2 キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- 3 指定した色、形状に従い、キャラクターデザインを改変して使用しないこと。
- 4 キャラクターデザインには「©2014 栃木市とち介」又は「栃木市マスコットキャラクターとち介」の表記を付すこと。
- 5 キャラクターデザインを使用して自己の商標又は意匠に使用しないこと。
- 6 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- 7 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

別記様式第3号（第6条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用不承認通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のありました栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインの使用については、次の理由により不承認としましたので通知します。

不承認の理由

別記様式第4号（第11条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」使用商品売上状況報告書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

報 告 者	所在地	
	名称及び 代表者氏名	
	電話番号	

※ 個人の場合にあつては、住所、氏名及び電話番号を記載してください。

年度（ 月 日～ 月 日）の売上状況について、次のとおり報告
します。

承認番号	商品名	販売期間	単価（税別） 及び販売数量	販売総額 （税別）
		月 日 ～ 月 日	単価 円 販売数	円
		月 日 ～ 月 日	単価 円 販売数	円
		月 日 ～ 月 日	単価 円 販売量	円

注意事項

- 1 年度中の売上状況をまとめ、翌年度の4月30日までに提出してください。
- 2 ご記入いただいた情報は、栃木市マスコットキャラクター「とち介」の経済効果を検証するために活用します。商品ごとの情報を外部へ公開することはありません。

別記様式第5号（第12条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者	所在地	
	名称及び 代表者氏名	(自署しない場合は、記名押印してください。)
	電話番号	

※ 個人の場合にあつては、住所、氏名及び電話番号を記載してください。

年 月 日付けで承認を受けた栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

	現在の承認内容 (全ての欄に記載)	変更をする内容 (変更をする欄のみ記載)
商品等の名称		
作成数量		
デザイン種類		
販売・使用場所		
希望小売価格		
その他（サイズ、素材等）		
使用承認期間		
承認番号		

連絡先	担当者名		電話番号	
	メールアドレス			

別記様式第6号（第12条関係）

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用変更承認通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のありました栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインの使用について、次のとおり変更を承認します。

商品等の名称	
作成数量	
デザイン種類	
販売・使用場所	
希望小売価格	
その他（サイズ・素材等）	
使用承認期間	
承認番号	

遵守事項

- 1 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 2 キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- 3 指定した色、形状に従い、キャラクターデザインを改変して使用しないこと。
- 4 キャラクターデザインには「©2014 栃木市とち介」又は「栃木市マスコットキャラクターとち介」の表記を付すこと。
- 5 キャラクターデザインを使用して自己の商標又は意匠に使用しないこと。
- 6 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- 7 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

別記様式第7号(第13条関係)

栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザイン使用承認取消通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のありました栃木市マスコットキャラクター「とち介」デザインの使用については、次の理由により取り消しましたので通知します。

取消しの理由